

付録 B

先行庁	特許可能と判断された請求項
オーストラリア (IP Australia)	請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてIPオーストラリアの審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。 オフィスアクションは、下記を含みます。 (i)"Examination Report" (ii)"Notice of Acceptance" (iii)"Notice of Grant/Sealing"
オーストリア (APO)	請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてオーストリア特許庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。 オフィスアクションは、下記を含みます。 (i)"Erteilungsbeschluss" (Decision to grant a patent) (ii)"(Letzter) Vorbescheid" (Office Action relating to Intention to Grant)
カナダ (CIPO)	請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてカナダ知的財産庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。 オフィスアクションは、下記を含みます。 (i)"Notice of Allowance" (ii)"Examiner's Report" (iii)"Final Action Report"
デンマーク (DKPTO)	請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてデンマーク特許商標庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。 オフィスアクションは、下記を含みます。 (i)"Godkendelse" ("Grant") (ii)"Berigtigelse af bilag" ("Intention to Grant") (iii)"Resultatet af din n. tekniske behandling af din patentansøgning" ("nth technical examination of your patent application").
ドイツ (DPMA)	請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてドイツ特許商標庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。 オフィスアクションは、下記を含みます。 (i) Search report ("Recherchenbericht" - Sec. 43 Patent Act in its version valid from 1 April 2014) in case all of the claims within the patent application are identified as patentable (ii) Office action ("Prüfungsbescheid") where at least one of the claims is explicitly identified as patentable (iii) Decision to grant a patent ("Erteilungsbeschluss")
エストニア (EPA)	請求項は、特許公報が発行されている場合、又は、特許明細書がまだ発行されていない場合、エストニア特許庁の審査官が特許査定を通知する際、審査段階における最新のオフィスアクションにおいて、特許可能であると判断されたこととなります。

	<p>オフィスアクションは、下記を含みます。</p> <p>(i) Decision to Grant (in Estonian “Patendi väljaandmise otsus” – EPA VORM12-19)</p> <p>(ii) Search Report with Written Opinion. (in Estonian “Eelotsingu aruanne” – EPA VORM12-107 and “Kommentaariid” – EPA VORM12-108)</p>
フィンランド (PRH)	<p>請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてフィンランド特許庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。</p> <p>オフィスアクションは、下記を含みます。</p> <p>(i) “Hyväksyvä välipäätös” (“Communication of Acceptance”)</p> <p>(ii) “Välipäätös” (“Office Action”)</p>
ハンガリー (HIPO)	<p>請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてハンガリー特許庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。</p> <p>オフィスアクションは、下記を含みます。</p> <p>(i) “Írásos vélemény, Letter Code ‘77’ ” (Written Opinion)</p> <p>(ii) Letter Code ‘SM’ (Letter relating to Intention to Grant)</p>
アイスランド (IPO)	<p>請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてアイスランド特許庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。オフィスアクションは、下記を含みます。</p> <p>(i) “Tilkynning um veitingu einkaleyfis” (Notification of Grant)</p> <p>(ii) “Fyrirhuguð útgáfa einkaleyfis” (Intention to Grant)</p>
イスラエル (ILPO)	<p>請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてイスラエル特許庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。</p> <p>オフィスアクションは、下記を含みます。</p> <p>(i) הודעה על הודעה - 審査官による拒絶理由の通知</p> <p>(ii) פטנט בקשת קיבול לפני הודעה לפני מהותיים לא ליקויים - 特許査定前の軽微な拒絶理由の通知</p> <p>(iii) פטנט בקשת קיבול לפני הודעה - 特許査定前の通知</p> <p>(iv) מס פטנט בקשת סירוב 45 - 規則45に基づく 拒絶査定通知</p>
韓国 (KIPO)	<p>請求項は、次のケースにおいて「特許可能と判断された」こととなります。</p> <p>韓国特許庁の審査官が「意見提出通知書」または「拒絶決定書」において「特許可能な請求項」との記載を付し、当該請求項が特許可能であることを明示している。</p>
ノルウェー (NIPO)	<p>請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてノルウェー産業財産庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。</p> <p>オフィスアクションは、下記を含みます。</p> <p>(i) Decision to Grant a Patent (特許査定)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (ii) Notification on patentability (特許性に関する通知) (iii) Decision of Refusal (拒絶査定) (iv) Appeal Decision (審決)
ポーランド (PPO)	<p>請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてポーランド特許庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。オフィスアクションは、下記を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) Granted Patent Publication (ii) Search Report and/or Witten Opinion (iii) Decision to grant a Patent (iv) Decision to refuse a Patent in part
ポルトガル (INPI)	<p>請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてポルトガル産業財産庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。オフィスアクションは、下記を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) Relatório de Pesquisa com Opinião Escrita (意見を含むサーチ報告書) (ii) Relatório de Exame (審査報告書) (iii) Ofício de decisão de Concessão (特許査定) (iv) Ofício de decisão de Concessão Parcial (部分的特許査定)
ロシア (ROSPATENT)	<p>請求項は、下記のオフィスアクションにおいてロシア特許庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) Решение о выдаче патента (拒絶査定) (ii) Решение о выдаче патента (特許査定) (iii) Запрос патентной экспертизы (拒絶理由通知) <p>ユーラシア特許庁で審査が行われ、指定国としてロシアで特許権が承認された場合は対象とならないことにご注意ください。</p>
シンガポール (IPOS)	<p>請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィスアクションにおいてシンガポール知的財産庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) Written Opinion (ii) Search and Examination Report (iii) Examination Report
スペイン (SPTO)	<p>技術水準報告書(Informe sobre el estado de la técnica)の見解書(Opinión escrita)または事前審査段階(Procedimiento de concesión con examen previo)における最新のオフィスアクション[実体審査の結果の通知(Traslado del Resultado del Examen Previo y/o de las Oposiciones Presentadas por Terceros relativas a la Solicitud de Patente No XXXXXXXXXX)、新しいクレームに対する審査官の意見(Resolución Motivada relativa a la Solicitud de Patente No XXXXXXXXXX)又は特許査定 (Concesión con examen previo de la Solicitud de Patente XXXXXXXXXX)]において特許可能と明示された請求項に基づいて、特許審査ハイウェイ試行プログラムに基づく早期審査の申請をすることができます*。当該特許可能と明示された請求項を有する出願が特許査定となっていなくても、当該申請を行うことができます。ただし、見解書が無い技術水準報告書または一般手続(Procedimiento general de concesión)における特許査定に基づいて申請を行うことはできないことに留意して下さい。</p>

	<p>*スペイン特許商標庁から拒絶査定 (Denegación de la Solicitud de Patente XXXXXXXXXX) が通知された後は、日本国特許庁へPPH試行プログラムに基づく早期審査の申請は認められません。</p>
スウェーデン (PRV)	<p>請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィサクシオンにおいてスウェーデン特許登録庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。オフィサクシオンは、下記を含みます。</p> <p>(i) “Tekniskt föreläggande” (Technical notice)* (ii) “Slutföreläggande” (Final notice) (iii) “Underrättelse under 19§PL” (Notification under §19 PATENTS ACT)</p> <p>* ” Technical notice” の前文には、新規性、進歩性、及び産業上の利用可能性の要件を満たすと判断された発明の概要が含まれます。全ての要件に” yes” とマークされた請求項は「特許可能と判断された」こととなります。</p>
英国 (UKIPO)	<p>“Notification of Grant letter” において特許可能と明示された請求項に基づいて、特許審査ハイウェイ試行プログラムに基づく早期審査の申請をすることができます</p>
米国 (USPTO)	<p>請求項は、出願が特許査定となっていなくても、最新のオフィサクシオンにおいて米国特許商標庁の審査官が当該請求項を特許可能であると明示した時に「特許可能と判断された」こととなります。オフィサクシオンは、下記を含みます。</p> <p>(i) “Non-Final Rejection” (ii) “Final Rejection” (iii) “Ex parte Quayle” (iv) “Notice of Allowability”</p> <p>米国特許商標庁から通知される以下の請求項は特許可能と示されたものと認められます。</p> <p>(i) 「Notice of Allowance and Fees Due」に記載された「Notice of Allowability」の「The allowed claim(s) is/are _」に明示される請求項 (ii) 「Non-Final Rejection」又は「Final Rejection」に記載された「Office Action Summary」の「Claim(s) _____ is/are allowed.」に明示される請求項 (iii) 「Non-Final Rejection」又は「Final Rejection」に記載された「Office Action Summary」の「Claim(s) _____ is/are objected to.」に明示され、かつ、「Allowable Subject Matter」の欄に、拒絶されているクレームに従属しているという不備があるが、その点を除いては特許可能である旨記載されている請求項*(記入例もご参照ください)。</p> <p>*拒絶(rejected)されているクレームについては、現在クレームに含まれていないがある特徴を適切に含めるようにすれば特許可能であろうといった示唆が拒絶理由通知の中で審査官からなされていた場合でも、特許可能と示されたとは認められませんのでご注意ください。</p>